

議案第 47 号

日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 元 年 9 月 3 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 42 年日出町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「消防団員」を「消防団の」に改め、同条第 2 号中「年令」を「年齢」に改める。

第 4 条第 1 号を削り、同条第 2 号中「禁固」を「禁錮」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条中第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 5 条第 1 項第 2 号中「勘えない」を「堪えない」に改め、同条第 2 項第 1 号中「前条各号（第 3 号を除く。）の一」を「前条第 1 号又は第 3 号」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

（2） 第 3 条第 1 号に規定する資格を有しないこととなったとき。

第 6 条第 1 項中「これに対し処分」を「懲戒処分」に改め、同項第 1 号中

「の規定」を削る。

第 8 条ただし書中「水、火災」を「水火災」に、「しった」を「知った」に、「直に」を「、直ちに」に改める。

第 13 条第 1 項中「水・火災」を「水火災」に、「災害・警戒・訓練等」を「災害、警戒、訓練等」に、「次により」を「、次により」に改め、同項第 5 号及び第 6 号を削り、同条第 2 項中「の場合を除き」を「に規定する場合を除き、」に改め、同条第 3 項中「の外」を「に定めるもののほか、」に、「バス代実費」を「、バス代相当額」に改め、同条第 4 項中「日出町職員」の次に「の旅費の支給」を加える。

第 14 条第 1 項中「廃疾」を「障害の状態」に、「その団員」を「、その団員」に改める。

附 則

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第 13 条第 1 項第 5 号及び第 6 号を削る改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の改正に伴い、成年被後見人等に係る規定の見直し並びに費用弁償の見直し及び字句の整理のため、条例を改正したいので提出する。